富山市経営継承・発展支援事業交付要綱

（趣旨）

第１条　農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るためには、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要がある。他方で、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月２６日付け２経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。)、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和３年４月１２日付け一般社団法人全国農業会議所制定。以下「国の交付規則」という。）に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助対象者の要件は、次に掲げるものとする。

（１）補助対象者が個人事業主の場合

ア　事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者（個人事業主に限る。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法第 229 条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限ります)。

イ　アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ　税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

エ　青色申告者であること。

オ　家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

カ　経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

キ　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市長が認めること。

ク　アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

ケ　「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成２４年４月６日付け２３経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型)」という。）に係る資金及び「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和４年３月２９日付け３経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」という。）別記２の第２の２に掲げる事業に係る資金（以下「経営開始資金」という。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

コ　新規就農者育成実施要綱別記１に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」とい

う。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

（２）補助対象者が法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成１８年法律第８８号）第２条第４項第１号ハに掲げる組織）を含む。）の場合

ア　次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

（ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者（個人に限る。以下同じ。）が事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限る）。

（イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

イ　アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ　青色申告者であること。

エ　経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市長が認めること。

カ　アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

キ　アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。

ク　アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業を実施していないこと。

（３）以下に該当しない者であること。

　本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）の採択・交付決定を受けている者。

（４）次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助金額及び補助率）

第３条　本事業による補助金の額は、助成対象者１人当たり１００万円以内とし、国と市が事業費の２分の１（上限５０万円）ずつ負担する。

（補助対象経費）

第４条　本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費（融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除く。）を補助対象経費とする。ただし、経費の詳細については国の交付規則に定める通りとする。

（補助対象経費）

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

（応募手続き）

第５条　本事業による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市が別に定める期日までに、応募時提出書類一覧（別表１）に掲げる書類を提出するものとする。

（審査基準）

第６条　市長は、第５条により応募書類を受理した場合、国の実施要綱の審査基準（別記１―別表１）に基づき審査を行う。

（審査結果の通知等）

第７条　市長は、事業実施主体から採択結果通知があった場合、応募した補助対象者に対し、採択又は不採択の結果を採択結果通知書（様式第４号）により通知する。

（計画承認申請及び交付申請）

第８条　第７条により採択された補助対象者は、市からの採択結果通知受理後、５日以内に次に掲げる書類を市長に提出する。なお、計画承認申請関係書類及び交付申請関係書類は同時に提出可能とし、計画承認申請関係書類については、第５条に基づく応募時と変更がない場合は、応募時と同様の書類を提出すること。

（１）第５条に掲げる書類

（２）補助金交付申請書（様式第５号）

２　市長は、事業実施主体から採択結果通知があった日から１０日以内に、国の実施要綱で定められた書類を提出する。

３　市長は、事業実施主体から事業計画承認書を受理した場合は、補助対象者へ通知し、事業実施主体から交付決定通知を受理した場合は、補助対象者に対して補助金交付決定通知（様式第６号）を行う。

（交付決定前着手届）

第９条　補助対象者は、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、第７条第３項の事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

なお、補助対象者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

（計画変更承認及び交付変更決定）

第１０条　補助対象者は、以下の変更が生じた場合は、変更内容がわかるように明示した上で、応募時提出書類一覧（別表１）のうち変更のあった書類及び変更交付申請書（様式第５号）を市長に提出する。

（１）事業内容の追加、中止又は廃止

（２）事業目的の変更

（３）事業費の３０％を超える増又は国庫補助金の増

（４）事業費又は国庫補助金の３０％を超える減

（事業完了報告）

第１１条　補助対象者は、本事業を完了したときは、取組完了報告書（様式第８号）を作成し、事業完了後３０日以内又は事業実施年度の２月末日のいずれか早い日までに市長に提出する。

２　補助対象者は、取組完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これは補助金額から減額して報告する。

３　補助対象者は、取組完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合に）を消費税仕入控除税額報告書（様式第９号）により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令を受けてこれを返還する。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、市長の指示に従い、その状況等について同様式により報告する。

（補助金の交付額確定）

第１２条　市長は、補助対象者から取組完了報告書等の提出があった場合、内容を審査し、審査の結果適当と認められる場合は、補助対象者に対して確定通知書（様式第１０号）により通知する。

（補助金支払）

第１３条　市長は、第１２条により交付額の確定を行った場合は、補助対象者から提出のあった取組完了報告書（様式第８号）に基づき補助金の支払いを行う。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとする。

ア　経営発展計画に記載された取組を廃止した場合

イ　経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合

ウ　経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合

エ　経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に向けた取組を行わない場合

オ　国の実施要綱、交付要綱及市が定める交付要綱に違反した場合

カ　虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

（事業の評価等）

第１５条　補助対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末に市長へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書（様式第１１号）により報告する。

２　市長は、実施状況報告書の提出があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて補助対象者に対して指導を行う。

また、経営発展計画に記載された取組の実施が不十分と認められる場合は、必要に応じ、農業経営・就農支援体制整備推進総合事業実施要綱（令和３年３月 26 日付け２経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の４の（２）のカの専門家等を活用するよう補助対象者に対して指導を行う。

（整備した機械装置等の管理運営等）

第１６条　補助対象者は、本事業により整備した単価５０万円（税込み）以上の機械装置等（以下「処分制限財産」という。）を、次のとおり常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に則して最も効率的な運用を図るなど、適正に管理運営すること。

（１）補助対象者は、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳（様式第１２号）を備え置くこと。

（２）補助対象者は、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をすること。

２　補助対象者は、整備した処分制限財産について、処分制限期間内に本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分の申請を行う。

３　補助対象者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けた場合は、遅滞なく市長に報告する。

附則

この要綱は、令和４年６月２２日より施行する。

この要綱は、令和５年６月１日より施行する。

（別表１）応募時提出書類一覧

申請書類及び添付書類	注意点
取組承認申請書（様式第１号）	必須書類
経営発展計画（様式第２号）	必須書類
申請者が個人事業主の場合	
個人事業の開業・廃業等届出書（写し）	・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること ・収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること
・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表（写し） ・継承時点の所得税青色申告決算書（写し）	・必須書類（申請者の先代事業者分） ・所得税法 143 条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅から e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
所得税の青色申告承認申請書（写し）	・必須書類（申請者分） ・収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅から e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
家族経営協定（写し）	必須書類（家族農業経営の場合） （注）経営に関する主宰権の移譲を受けた後に締結・更新されていること。
申請者が法人の場合	
履歴事項全部証明書（写し）	任意組織以外の場合
定款又は組織及び運営についての規約（写し）	任意組織の場合
・継承時点の法人税確定申告書別表一（写し） ・継承時点の損益計算書（写し）	・必須書類（申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分） ・法人税法第 121 条第１項に規定する青色申告の承認を受けている場合

			・収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。事務所などから e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
		法人税の青色申告承認申請書（写し）	・先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化をし、法人税法第 122 条第 1 項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅から e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（様式第３号）			必須書類
事業費の根拠となる見積書（写し）			必須書類
導入する機械装置等の仕様書又はパンフレット			機械装置等を導入する場合のみ
配分基準表（別表２）に基づき付与するポイントに関する根拠資料			必要に応じて以下の書類を提出 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた書類（写し） ・現状の経営面積がわかるもの ・直近１年間の雇用者リスト ・直近１年間の雇用者に関する雇用契約書（写し）及び出勤日報（写し）
その他市長が必要と認めるもの			

（別表２）配分基準表

項　　目	現状の水準	点数
１　申請者（申請者が法人の場合はその後継者）の年齢	ア　経営継承した時点において 50 歳以上 60 歳未満であること。 イ　経営継承した時点において 40 歳以上 50 歳未満であること。 ウ　経営継承した時点において 40 歳未満であること。	１点 ２点 ３点
２　農地中間管理機構から賃借権等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	２点
３　女性の取組	その取組について、ａからｃまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。 ア　１項目 イ　２項目以上	 １点 ２点
	ａ　女性が経営の主宰権を有していること。 ｂ　役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 （注）常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ７か月以上の雇用期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）をいいます。 ｃ　法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	
４　農業所得の水準	経営継承した時点における申請者（申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者）の１人当たり又は１経営体当たりの農業所得が、基本構想に定める目標とすべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなっていること。 ア　所得水準額の 130％以上 150％未満 イ　所得水準額の 100％以上 130％未満 ウ　所得水準額の 70％以上 100％未満 エ　所得水準額の 50％以上 70％未満 オ　所得水準額の 30％以上 50％未満 （注） １　基本構想において主たる従事者１人当たりの所得目標が定められている場合は１人当たりの農業所得を、定められていない場合は１経営体当たりの農業所得を所得	 １点 ３点 ６点 ４点 １点

	水準額と比較することとします。 ２　経営継承した時点における１人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。 ・申請者が個人事業主の場合 （収入金額－経費）÷１人 ・申請者が法人の場合 （税引前当期純利益＋法人の役員報酬）×（農業・関連事業等の売上高÷総売上高）÷農業・関連事業等の役員数	
５　環境配慮の取組	その取組について、申請時点において環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）第 19 条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあること。	１点
６　付加価値額の向上	ア　経営継承した時点のポイント (ｱ) 経営継承した時点の付加価値額が基準額（700 万円）以上であること。 (ｲ) 経営継承した時点の就業者１人当たりの付加価値額が基準額（270 万円）以上であること。 (注)臨時雇用は延べ 225 人・日を１人として算定し、小数点第２位を四捨五入する。 イ　目標ポイント 　目標年度までの付加価値額又は就業者１人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 ａ　２％以上４％未満 ｂ　４％以上６％未満 ｃ　６％以上	 ２点 ３点 ４点
７　地域貢献の取組	ア　経営面積等の拡大 　現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 (ｱ)　１％以上 20％未満拡大 (ｲ) 20％以上 イ　従業員数の増加 　現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。 (ｱ)　１名増 (ｲ)　２名増以上	 １点 ２点 １点 ２点

<table>
<tr><td></td><td>ウ　地域貢献に関する特徴的な取組
　その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。</td><td>３点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">８　経営発展の取組</td><td colspan="2">その取組（事業費を要する取組に限る。）について、ａからｍまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。
ア　２項目
イ　３項目
ウ　４項目
エ　５項目以上</td><td>１点
２点
３点
４点</td></tr>
<tr><td></td><td>ａ　経営の法人化
ｂ　新たな品種・作物・部門の導入
ｃ　認証の取得
ｄ　データを活用した経営の実践
ｅ　就業規則の策定
ｆ　経営管理の高度化
ｇ　就業環境の改善
ｈ　外部研修の受講
ｉ　新たな販路の開拓
ｊ　新商品の開発
ｋ　省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上
ｌ　農畜産物等の規格・出荷方法の改善
ｍ　防災・減災の導入</td><td>なお、ａからｅまでの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に４点を乗じた点数（最大８点）を加点する。</td></tr>
</table>